

平成 20 年 2 月 14 日

各位

会社名 三精輸送機株式会社
代表者名 取締役社長 三和 正明
(コード番号 6357 大証第二部)
問合せ先 法務監査室長 皆木啓幸
(TEL 06-6385-5621)

業務の適正を確保するための体制について

当社は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精輸送機株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。

法務監査室は、内部監査部門として全社的なコンプライアンスの整備を行います。内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会により、コンプライアンスの点検・整備を定期的に行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、法令および当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。

企画管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制を整備します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。

各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。

当社製品の安全性確保・品質向上については、品質保証委員会を設置し、定期的に見直し推進管理を行います。

緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時の社員の役割を明確化します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を、毎月 1 回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行います。

役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役および常勤監査役で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。

各部門長が出席する部長会を月 1 回開催し、具体的な打合せを行い業務を展開します。

正副ライン長が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し徹底します。

5．当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けま

す。
社長室において、子会社の経営および業績管理を統括し、グループ全体の業務の遂行の適正化を確保します。

当社は、「関係会社管理規程」を整備し、当社の取締役、監査役および関係部門が、必要に応じて適切な指導・監査を行います。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、その人事は取締役と監査役が協議して決定します。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、経営会議、部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。

取締役および使用人は、(a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題、
(b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

8 . その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役および使用人から、重要事実について報告を受け、調査を必要とする場合には、取締役および使用人に協力を要請します。これらの結果は、監査役会で他の監査役に報告し、重要事項について協議します。

監査役と会計監査人は定期的に協議し、より実効的な監査の確保を目指します。

以上